

熱海市観光振興条例（案）

【 目的 】（第 1 条）

熱海市の観光振興に関する「基本理念」、「観光振興に関する施策の基本となる事項」を定め、「市の責務、観光事業者等の役割」を明らかにすることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、「本市の経済の発展」及び「市民生活の向上」を図ることを目的としました。

【 定義 】（第 2 条）

「観光資源」（優れた自然の風景地、良好な景観、歴史的風土、歴史的又は文化的価値の高い建造物、優れた食文化、魅力ある人材その他の観光の対象となる資源）など、この条例での用語を定義しました。

【 基本理念 】（第 3 条）

熱海市の観光振興の基本事項を定めました。

- 多様な地域資源の特性を十分に発揮すること
- 観光産業が将来にわたる本市経済の発展に重要な役割を担う産業であると認識すること。
- 観光資源の維持及び保全が図られるように配慮すること。
- 観光振興に関する施策は、観光事業者等の自主的な取組が促進されること。
- 国内外からの観光旅行の拡大が、市民の国際相互理解、地域理解につながることを認識すること。
- 国、県及び他の自治体・広域観光組織及び市内観光事業者等との相互連携により取り組むこと。
- 観光振興により市民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の発展につながることを意識すること。

【 観光振興の担い手の役割 】（第 4 条～第 8 条）

市は、観光振興に関する総合的な施策の策定、実施する責務を有し、観光事業者等の自主的な観光振興に関する取組を支援するため必要な支援と連携の確保を進めるなど、市の責務及び観光事業者等の役割について位置づけました。また、基本的な施策の方向について、「熱海ブランドの構築」、「魅力ある観光地域づくりの推進」、「観光地経営の仕組みづくり」を位置づけました。

【 計画の推進 】（第 9 条～第 13 条）

計画を推進するため、「観光基本計画」の策定方針、「推進体制の整備」、「施策の検証」、「観光統計の整備」、「財政上の措置」を定めました。

【 委任 】（第 14 条）

このほか、条例の施行について必要な事項を規則に委任することを定めました。



○ 熱海市観光振興条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、観光の振興が将来にわたる持続的な本市の地域社会及び経済社会の発展に極めて重要であることに鑑み、これに必要な観光振興について、基本理念を定め、市の責務及び観光事業者等の役割を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 優れた自然の風景地、良好な景観、歴史的風土、歴史的又は文化的価値の高い建造物、優れた食文化、魅力ある人材その他の観光の対象となる資源をいう。
- (2) 観光事業者 観光に関する事業を営む者をいう。
- (3) 観光関連団体 観光事業者が構成する団体その他の観光に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 観光事業者等 観光事業者、観光関係団体及び市民をいう。
- (5) 広域観光組織 複数の地方公共団体や観光事業者、観光関連団体で構成される組織をいう。

（基本理念）

- 第 3 条 観光振興は、本市に存在する多様な地域資源の特性が十分発揮されることを旨として行われなければならない。
- 2 観光振興に関する施策は、それが様々な産業に幅広く波及効果をもたらすものであり、かつ、観光産業が将来にわたる本市経済の発展に重要な役割を担う産業であるとの認識の下に講ぜられなければならない。
 - 3 観光振興にあたっては、将来にわたる持続的な振興を図ることの重要性に鑑み、地域資源の維持及び保全が図られるよう配慮されなければならない。
 - 4 観光振興に関する施策は、観光事業者等の自主的な取組が促進されることを旨として講ぜられなければならない。
 - 5 観光振興に関する施策は、国内外からの観光旅行の拡大が市民の国際相互理解及び地域の観光資源に対する理解の増進に資するものであるとの認識の下に講ぜられなければならない。
 - 6 観光振興にあたっては、国、県及び他の地方公共団体、広域観光組織及び観光事業者等による相互の連携が確保されるよう配慮しなければならない。
 - 7 観光振興にあたっては、市民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の発展を通して観光振興を推進することが、豊かな市民生活の実現のために重要であるとの認識の下に講ぜられなければならない。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に則り、次に掲げる視点から観光振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 観光旅行者の来訪を促すため、温泉をはじめとした地域資源の見直し・活用に努めるとともに、ターゲットを明確にした効果的なプロモーション活動の実施、観光旅行者の観光行動の分析や満足度を把握するための施策を講ずることによって本市の観光ブランドの確立につとめること。
- (2) 観光旅行者の来訪を進めるため、市内各地域の魅力の向上、歴史や文化、花や自然、地域の食その他を活かし、魅力ある観光まちづくりに取り組むこと。
- (3) 観光旅行者の市内回遊性を高めるため、町並み整備や景観の形成、快適な回遊空間・歩行空間の整備、利便



性の高いエリア内交通システムの構築に取り組むとともに、緊急時の対応体制の整備など安心安全な観光地域づくりに取り組むこと。

(4) 持続可能な観光地づくりを進めるため、観光事業者等の競争力強化のための施策を講じるとともに、専門性をもち機動的な施策展開が可能な体制を構築すること。

2 市は、観光事業者等の自主的な観光振興に関する取組を促進するため、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、観光事業者等相互間の連携の確保に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に則り、観光旅行者に対する配慮並びに観光資源の維持及び保全に努めることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 市民は、観光振興の重要性について関心と理解を深めるとともに、市が実施する観光振興に関する施策に協力するものとする。

(観光事業者の役割)

第6条 観光事業者は、基本理念に則り、その事業活動を行うにあたっては、良質なサービスの提供に努め、観光旅行者の需要の高度化への対応を図ることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 観光事業者は、市が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第7条 観光関係団体は、基本理念に則り、その活動にあたっては、相互に連携を図りつつ、観光に関する情報の提供等に努めることにより、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすように努めるものとする。

2 観光関係団体は、市が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国・県及び他の地方公共団体、広域観光組織との連携)

第8条 市は、観光振興に関する施策の推進に当たっては、地域資源の有効な活用、国内外からの観光旅行者の来訪の促進等を図るため、国・県及び他の地方公共団体、広域観光組織との連携を図るよう努めるものとする。

(観光基本計画)

第9条 市長は、第4条に定める観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「観光基本計画」という。）を定めなければならない。

2 観光基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 観光振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、観光基本計画を定めるにあたっては、熱海市観光戦略会議の意見を聴かなければならない。

4 市長は、観光基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、観光基本計画の変更について準用するものとする。

(推進体制の整備)

第10条 市は、観光事業者等と連携し、及び協働して、観光振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための体制を整備するものとする。



(施策の検証)

第 11 条 市長は、観光振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を観光施策に関する施策に適切に反映させるよう努めなければならない。

(観光に関する統計の整備)

第 12 条 市は、観光振興に関する施策の策定及び実施に資するため、観光旅行者数に関する統計その他の観光に関する統計の整備に必要な施策を講ずる。

(財政上の措置)

第 13 条 市は、観光振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。